

政令第 号

都市公園法施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第六条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。
都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三号中「六月」を「一年」に改める。

附 則

この政令は、平成二十九年一月十五日から施行する。

理由

非常災害に際し災害にかかった者を收容するため設けられる仮設工作物等に係る都市公園の占用の期間の上限を延長する必要があるからである。